

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条第1項第2号の規定により、告示する。

令和7年5月2日

指定番号	給水装置工事事業者の氏名又は名称	代表者名	事業所の所在地	指定の有効期限
230	平山住設	平山 昌広	千葉県香取郡多古町多古 2000番地190	令和12年7月14日